

# 定 約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人土佐清水ジオパーク推進協議会と称する。

### (目的)

第2条 当法人は、ジオパークの理念に沿った活動により、ジオパークの質の向上に努めるとともに、市民の郷土への誇りを醸成しながら、地域の振興・活性化を図り、社会的、経済的、文化的に持続可能な発展に資することを目的とする。

当法人は、この目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1 ジオパークの推進に関する自然・文化遺産の保全、歴史・文化の継承、教育、観光・ビジネス、情報発信、調査研究に関すること。
- 2 ジオパークの推進に関する団体との情報交換及び連絡調整に関すること。
- 3 公共施設の受託運営に関すること。
- 4 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を高知県土佐清水市に置く。

### (公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### (機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 社 員

### (社員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、理事長の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員本人の退社の申出。ただし、退社の申出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
  - 2 死亡又は解散したとき。
  - 3 総社員の同意
  - 4 除名
- ② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

### 第3章 社員総会

(招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催する

ことができる。

(権限)

第12条 社員総会は次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 事業計画及び収支予算の承認
- 4 事業報告及び貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- 8 基本財産の処分の承認
- 9 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(議長)

第13条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

## 第4章 理事、監事及び代表理事

### (理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、10名以内とする。

### (理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

### (監事の員数)

第19条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

### (理事及び監事の選任の方法)

第20条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

### (代表理事)

第21条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ② 代表理事は、理事長として当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- ③ 理事会は、その決議によって理事の中から副理事長を1名定めることができる。
- ④ 副理事長は、理事長を補佐する。
- ⑤ 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定める順番で理事が代表理事の職務を代行する。

### (理事及び監事の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬 賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益を享受しない。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第5章 理事会

(招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長及び副理事長の選定及び解職
- 4 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- 5 規則の制定、変更及び廃止

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第31条 理事長及び副理事長は、6か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- ③ 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第35条 理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条

第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第36条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金の不配当)

第37条 当法人は、剩余金の分配はしないものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第39条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

高知県土佐清水市下川口954番地

泥谷光信

高知県土佐清水市下川口1010番1号地

細川博史

高知県土佐清水市汐見町20番2号

岡村相良

高知県土佐清水市旭町9番3号

西宮正夫

高知県土佐清水市越前町10番18号

富田無事生

高知県土佐清水市以布利474番地

岡順一

高知県土佐清水市三崎浦4丁目1番1号

平林大昌

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	泥谷光信
設立時理事	細川博史
設立時理事	岡村相良
設立時理事	西宮正夫
設立時理事	富田無事生
設立時監事	岡順一
設立時監事	平林大昌

(設立時の代表理事)

第41条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

高知県土佐清水市下川口954番地  
設立時代表理事　泥谷光信

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第43条 この定款に定めのない事項については、全て法人法その他の法令の定めるところによる。